

環水大総発 1504135 号
平成 27 年 4 月 13 日

一般社団法人 日本建設業連合会
会長 中村 満義 殿

環境省水・大気環境局長

除染等業務における適切な作業の実施と諸法令の遵守について（要請）

「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」第 2 条第 7 項に規定する除染等業務（以下「除染等業務」という。）において、先般、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下、「放射性物質汚染対処特措法」という。）違反の容疑で、田村市において初の逮捕者が出たところ です。

また、南相馬市では、除染等業務に伴って発生した廃棄物と推定されるものなどが埋設されていることが確認され、警察の捜査が行われる事案が発生しました。

さらに、18 歳未満の年少者を除染等業務に従事させていたとして、警察が労働基準法違反の疑いで関係者を逮捕する事案が発生しています（以上の事案の概要は別紙参照）。

この他、厚生労働省福島労働局では、除染事業者に対する監督指導結果を定期的に公表しており、労働者の賃金や労働時間、除染等業務に係る労働者への教育や健康診断の実施等に関する様々な違反内容が報告されています。

このような不適切な作業の実施や、労働基準法、労働安全衛生法等の法令違反は、労働者の適切な労働条件の確保や安全を損ない、また、国や地方自治体が発注している除染等業務に対する国民の信用を失うものです。

このため、除染等業務に参入している貴団体傘下の会員企業・団体に対して、放射性物質汚染対処特措法等の関係規程に基づく適切な作業の実施及び労働基準法、労働安全衛生法等の関係諸法令の遵守の徹底を要請していただくようお願い申し上げます。

環境省としても、不適正除染 110 番への情報提供等を通じ不適切な作業の実施を確認した場合や、法令違反の疑いに関する情報を得た場合は、警察、厚生労働省等の関係機関と連携し、発注者として受注者に対し厳しく対応してまいります。

除染等業務における最近の事例

【事例1】放射性物質汚染対処特措法違反による逮捕事案

平成25年9月下旬に福島県田村市の民家敷地内で行われた除染作業（田村市発注）において、除染事業者が除去土壌を別の民家敷地内に埋設した。放射性物質汚染対処特措法第46条（汚染廃棄物等の投棄の禁止）に違反するとして、平成27年2月24日に福島県警察が2人を逮捕（平成27年3月17日に郡山区検察庁が略式起訴、郡山簡易裁判所が容疑者にそれぞれ罰金100万円、50万円の略式命令）。特措法違反による逮捕事案は本件が初。

なお、本事案は、作業員から環境省の通報窓口（不適正除染110番）に通報されたことにより発覚したもの。

【事例2】南相馬市における不適正除染事案

平成27年2月25日に、福島県南相馬市で行われていた工事（環境省発注）において、受注者が除染作業員から報告を受けた箇所につき、26日にかけて環境省及び受注者が現地確認を行い、通報に基づいて掘り起こしたところ、倒木、ツタ、枝等があることを確認（元々そこにあったと推定されるものを含む）。その後、環境省及び受注者は、警察と連携してさらに現地調査を実施し、3月13日に終了。環境省としては、今後も福島県南相馬警察署の捜査に協力する予定。

【事例3】18歳未満の年少者の除染等業務への従事

平成26年7月下旬に5日間、容疑者が、当時15歳だった少年が18歳未満であることを知りながら、福島市内の大型商業施設で放射性物質に汚染された草や土を取り除く作業（福島市発注）をさせた。

平成27年2月18日に、愛知県警察が労働基準法第62条違反（危険有害業務の就業制限）の疑いで容疑者を逮捕。

<参考> 福島労働局による除染事業者の監督指導結果について

厚生労働省福島労働局管下の労働基準監督署では、除染等業務に従事する労働者の労働条件や安全衛生の確保を図るため、除染事業者に対して重点的な監督指導を実施し、半年毎にその結果を公表。

最新の監督指導結果によると、平成26年7月～12月において、監督実施事業者数は839事業者、このうち労働基準関係法令違反があった事業者は588事業者（違反率70.1%）、違反の件数は1,362件などとなっている。

○平成27年3月5日厚生労働省福島労働局発表「除染事業者に対する監督指導結果（平成26年7月～12月分）」

<http://fukushima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/fukushima-roudoukyoku/kantoku/pdf/270305josenjigyoushanitaisurukantokushidoukukka.pdf>

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞 殿

環境省水・大気環境局長

除染等業務における適切な作業の実施と諸法令の遵守について（要請）

「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」第 2 条第 7 項に規定する除染等業務（以下「除染等業務」という。）において、先般、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下、「放射性物質汚染対処特措法」という。）違反の容疑で、田村市において初の逮捕者が出たところです。

また、南相馬市では、除染等業務に伴って発生した廃棄物と推定されるものなどが埋設されていることが確認され、警察の捜査が行われる事案が発生しました。

さらに、18 歳未満の年少者を除染等業務に従事させていたとして、警察が労働基準法違反の疑いで関係者を逮捕する事案が発生しています（以上の事案の概要は別紙参照）。

この他、厚生労働省福島労働局では、除染事業者に対する監督指導結果を定期的に公表しており、労働者の賃金や労働時間、除染等業務に係る労働者への教育や健康診断の実施等に関する様々な違反内容が報告されています。

このような不適切な作業の実施や、労働基準法、労働安全衛生法等の法令違反は、労働者の適切な労働条件の確保や安全を損ない、また、国や地方自治体が発注している除染等業務に対する国民の信用を失うものです。

このため、除染等業務に参入している貴団体傘下の会員企業・団体に対して、放射性物質汚染対処特措法等の関係規程に基づく適切な作業の実施及び労働基準法、労働安全衛生法等の関係諸法令の遵守の徹底を要請していただくようお願い申し上げます。

環境省としても、不適正除染 110 番への情報提供等を通じ不適切な作業の実施を確認した場合や、法令違反の疑いに関する情報を得た場合は、警察、厚生労働省等の関係機関と連携し、発注者として受注者に対し厳しく対応してまいります。

除染等業務における最近の事例

【事例 1】放射性物質汚染対処特措法違反による逮捕事案

平成 25 年 9 月下旬に福島県田村市の民家敷地内で行われた除染作業（田村市発注）において、除染事業者が除去土壌を別の民家敷地内に埋設した。放射性物質汚染対処特措法第 46 条（汚染廃棄物等の投棄の禁止）に違反するとして、平成 27 年 2 月 24 日に福島県警察が 2 人を逮捕（平成 27 年 3 月 17 日に郡山区検察庁が略式起訴、郡山簡易裁判所が容疑者にそれぞれ罰金 100 万円、50 万円の略式命令）。特措法違反による逮捕事案は本件が初。

なお、本事案は、作業員から環境省の通報窓口（不適正除染 110 番）に通報されたことにより発覚したもの。

【事例 2】南相馬市における不適正除染事案

平成 27 年 2 月 25 日に、福島県南相馬市で行われていた工事（環境省発注）において、受注者が除染作業員から報告を受けた箇所につき、26 日にかけて環境省及び受注者が現地確認を行い、通報に基づいて掘り起こしたところ、倒木、ツタ、枝等があることを確認（元々そこにあったと推定されるものを含む）。その後、環境省及び受注者は、警察と連携してさらに現地調査を実施し、3 月 13 日に終了。環境省としては、今後も福島県南相馬警察署の捜査に協力する予定。

【事例 3】18 歳未満の年少者の除染等業務への従事

平成 26 年 7 月下旬に 5 日間、容疑者が、当時 15 歳だった少年が 18 歳未満であることを知りながら、福島市内の大型商業施設で放射性物質に汚染された草や土を取り除く作業（福島市発注）をさせた。

平成 27 年 2 月 18 日に、愛知県警察が労働基準法第 62 条違反（危険有害業務の就業制限）の疑いで容疑者を逮捕。

<参考> 福島労働局による除染事業者の監督指導結果について

厚生労働省福島労働局管下の労働基準監督署では、除染等業務に従事する労働者の労働条件や安全衛生の確保を図るため、除染事業者に対して重点的な監督指導を実施し、半年毎にその結果を公表。

最新の監督指導結果によると、平成 26 年 7 月～12 月において、監督実施事業者数は 839 事業者、このうち労働基準関係法令違反があった事業者は 588 事業者（違反率 70.1%）、違反の件数は 1,362 件などとなっている。

○平成 27 年 3 月 5 日厚生労働省福島労働局発表「除染事業者に対する監督指導結果（平成 26 年 7 月～12 月分）」

<http://fukushima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/fukushima-roudoukyoku/kantoku/pdf/270305josenjigyoushanitaisurukantokushidoukukka.pdf>